

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

杉並区長

## 公表日

令和7年3月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	区営住宅等の入居者の世帯構成・所得情報・保証人の情報などを管理し、入居者からの住宅使用料の徴収や、各種申請業務の受付等を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①入居資格確認(所得要件、在住要件等)②住宅使用料及び保証金の決定③各種申請書受理後の記載内容の確認④入居者の居住確認⑤世帯員の世帯情報の確認
③システムの名称	住宅統合管理システム(住宅システム)、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)公営住宅入居者情報ファイル、(2)情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表 第27項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第53項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区都市整備部住宅課管理係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現在、区営住宅の入居者管理においてはマイナンバーを収集していないため、人為的ミスは発生しない。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> <div style="text-align: center;">           [      十分に行っている      ]         </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: center;">           [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]         </div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> <div style="text-align: center;">           [      十分である      ]         </div>
判断の根拠	現在、区営住宅の入居者管理においてはマイナンバーを使用していないため、記載を求める書式を作成していない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月24日	評価書名	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書【平成27年11月24日終了】	事前	特定個人情報ファイルを保有しなくなったことによる修正
平成30年6月27日	評価書名	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書【平成27年11月24日終了】	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書	事前	特定個人情報ファイルの保有開始による修正
平成30年6月27日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 1. ③システムの名称	住宅統合管理システム(住宅システム)	住宅統合管理システム(住宅システム)、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	事後	自己点検による記載の修正
平成31年3月20日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	公営住宅入居者情報ファイル	(1)公営住宅入居者情報ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	事後	自己点検による記載の修正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和元年7月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	令和元年7月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二第31項	事前	法令改正
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部情報政策課情報公開係	政策経営部情報管理課情報公開係	事後	自己点検
令和5年3月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和3年8月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年8月31日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	自己点検
令和6年1月17日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	自己点検
令和6年1月17日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	自己点検
令和6年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住宅統合管理システム(住宅システム)、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	住宅統合管理システム(住宅システム)、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム	事後	機器更改
令和6年1月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)公営住宅入居者情報ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	(1)公営住宅入居者情報ファイル、(2)情報連携ファイル	事後	機器更改
令和7年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一第19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表 第27項	事後	番号法改正
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表 第53項	事後	番号法改正
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和5年11月30日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年2月26日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年11月30日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	自己点検
令和7年2月26日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	-	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	事後	様式変更 (Ⅳ リスク対策設問追加)
令和7年2月26日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	-	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更 (Ⅳ リスク対策設問追加)